

令和7年第1回砂川市議会定例会

令和7年3月10日（月曜日）第1号

○議事日程

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 5号 令和6年度砂川市下水道事業会計補正予算

議案第 6号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算

[第1予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

沢田 広志 議員

石田 健太 議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 3月10日 10日間

至 3月19日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4 号 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 5 号 令和 6 年度砂川市下水道事業会計補正予算

議案第 6 号 令和 6 年度砂川市病院事業会計補正予算

[第 1 予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博

病院事務局次長	為 国 泰 朗
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	三 橋 真 樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板 垣 喬 博
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	安 武 浩 美
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広
事 務 局 係 長	佐 々 木 健 児

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから令和７年第１回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第１、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第７８条の規定により、沢田広志議員及び石田健太議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第２ 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から３月１９日までの１０日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は１０日間と決定しました。

◎日程第３ 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第３、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 （登壇） おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

２ページ、総務部市長公室課の関係では、４点目の砂川市新年交礼会について、１月７日、地域交流センターゆうにおいて開催し、２３４名の参加をいただいたところでございます。

次に、６ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、１点目の生活困窮世帯年末見舞金について、１２月に民生児童委員を通じて８０世帯に支給したところでございます。

次に、７ページ、子育て支援課の関係では、１点目の令和８年度における北地区学童保育所の開設場所について、１２月２０日、市内保育所、学童保育所、幼稚園等の児童の保護者に対し、開設予定場所を現在の空知太小学校内とする方針についてコドモン等を通じ

て周知を図ったところでございます。

次に、2点目の第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取組について、1月15日、第3回砂川市子ども・子育て会議を開催し、第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画（案）について協議したところでございます。また、1月24日から2月24日までパブリックコメントを実施しましたが、意見はなかったところでございます。

次に、8ページ、介護福祉課の関係では、3点目の栗山町との介護人材の確保に関する包括連携協定について、12月20日、市及び市教育委員会と栗山町、栗山町教育委員会及び栗山町立北海道介護福祉学校の間で介護人材の確保に関する包括連携協定を締結したところでございます。

次に、4点目の成年後見制度に係る中核機関について、1月6日、砂川市成年後見支援センターについて、第9期砂川市高齢者保健福祉計画を踏まえ、事業を委託している砂川市社会福祉協議会と協議し、同センターを国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として位置づけたところでございます。

次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の北海道子どもの国壁面雪像製作協力に関する協定について、12月13日、陸上自衛隊滝川駐屯地において、北海道子どもの国に壁面雪像を設置することで地域の活性化を図ることを目的に、滝川駐屯地司令と1月27日から2月1日を期間とする壁面雪像製作協力に関する協定を締結し、製作された雪像を2月2日から開放したところでございます。

次に、6点目のジョブスタIN砂川高校について、2月25日、砂川高校において、砂川の企業を知り、働く意義を考えることを目的として、市内企業等8社25人と砂川高校の1年生45人が参加し、職場紹介やグループ交流などを行ったところでございます。

次に、13ページ、開発推進課の関係では、2点目の砂川市まちなか交流施設の愛称決定に係る表彰及びロゴマークの公表について、12月20日、砂川市まちなか交流施設の愛称決定に係る表彰式を市長室において開催し、最優秀者1名、優秀者2名のうち1名に対して表彰と記念品の贈呈を行うとともに、施設のロゴマークの公表を行ったところでございます。

次に、15ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、11月から1月まで各事業において合計45件、1,408万6,000円を交付したところでございます。

次に、16ページ、8点目の住み替え支援事業について、11月から1月まで各事業において合計24件、285万円を交付したところでございます。

次に、17ページ、10点目の砂川市住生活基本計画の策定について、12月9日から1月7日までパブリックコメントを実施したところ、意見がなかったため、これまで3回開催した「砂川市住生活基本計画策定委員会」において協議した内容を踏まえ、令和7年度から16年度を計画期間とする「砂川市住生活基本計画」を策定したところでござい

す。

次に、１８ページ、市立病院の関係では、２点目の附属看護専門学校受験状況について、令和７年度の推薦入学試験は１０月１７日、応募者１３名に小論文・面接試験を実施し、１０月２４日に１３名全員の合格を発表したところであり、同じく社会人入学試験においても１０月１７日、応募者７名に学科試験・小論文・面接試験を実施し、１０月２４日に３名の合格を発表したところでございます。また、一般入学試験は、１月９日に学科試験、１０日に面接試験を、応募者３４名のうち２８名に実施し、１月３０日に１８名の合格者を発表したところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第４ 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第４、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 （登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。２点目の令和６年度砂川市教育実践表彰について、芸術文化やスポーツ等の実践活動が顕著であるとして教育実践表彰審査会より適当と認められた９件の表彰について、教育委員会会議定例会において決定いたしました。

（１）個人表彰として、砂川中学校２年生の羽川さん、１年生の表さん、作田さん、３年生の櫻田さん、若林さん、五十嵐さん、土田さん。２ページになります。（２）団体表彰として砂川中学校バドミントン部、（３）感謝状贈呈として砂川中学校でありました。

次に、３点目の中体連全道大会の出場結果について、第５７回北海道中学校スキー大会が旭川市で開催され、女子大回転と回転に砂川中学校２年生の河崎さんが出場し、成績は記載のとおりでありました。

次に、４点目のいじめの問題に係る調査について、昨年１０月から１１月にかけて市内小中学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、調査後に各学校において児童生徒から聞き取り等を行った結果、最終的にいじめと認知した事案は小学校で１０８件、中学校で２６件、合計で１３４件となり、各学校では加害児童生徒への指導等を行いました。

次に、５点目の令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、昨年４月から７月の間に小学校第５学年及び中学校第２学年を対象に行った調査の結果について、教育委員会会議等へ報告いたしました。

次に、６点目の令和７年度公立高等学校入試出願状況について、北海道教育委員会が２月２８日に公表した令和７年度の再出願後の状況では、砂川高校の出願者数は定員８０人に対し５１人となり、定員を２９人下回りました。

次に、３ページの学校再編課所管では、１点目の砂川市立小中学校統合準備委員会につ

いて、12月19日に開催し、砂川学園スクールバス運行などについて報告したほか、砂川学園の制服・ジャージのデザインについて協議し、決定いたしました。

次に、3点目の砂川市における「小中一貫教育」の本格実施について、1月16日、第1回砂川市教育委員会会議定例会において、砂川市小中一貫教育推進委員会の協議を踏まえ、令和7年度より砂川市立小中学校で「小中一貫教育」を本格実施することを決定いたしました。

次に、4ページ、社会教育課所管では、1点目の各種事業についての（2）第77回砂川市はたちの集いについて、1月12日、地域交流センターゆうで開催し、100人が参加しました。

次に、スポーツ振興課所管では、2点目のB&G会長杯剣道大会について、3月2日、砂川剣道連盟登録者などを対象に、小学生低学年の部、同高学年の部、中学生の部に分かれ、個人戦競技を開催いたしました。

次に、5ページ、図書館所管では、2点目のジャリンバ文庫贈呈式について、3月4日、図書館児童書コーナーにおいてジャリンバ文庫贈呈式が行われ、絵本20冊の寄贈を受けました。なお、砂川ジャリンバからは、今回で25回目、総数624冊の寄贈となりました。

次に、学校給食センター所管では、1点目の学校給食費の改定について、2月20日、砂川市学校給食センター運営委員会を開催し、令和2年4月の改定以降、材料費の価格が上昇していることから、給食の単価を改定することを決定いたしました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

- ◎日程第5 議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第4号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第5号 令和6年度砂川市下水道事業会計補正予算
- 議案第6号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第5号 令和6年度砂川市下水道事業会計補正予算、議案第6号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 （登壇） 私から議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正

予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第7号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億1,051万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ184億8,756万3,000円とするものであります。

第2条は、継続費の補正であります。8ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、10款教育費、1項教育総務費の義務教育学校建設工事について総額と年割額を補正するものであります。

第3条は、繰越明許費の補正であります。9ページ、第3表、繰越明許費補正に記載のとおり、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム更新事業、9款消防費、1項消防費、防災対策備品購入事業について令和7年度に繰り越すものであります。

第4条は、地方債の補正であります。10ページ、第4表、地方債補正に記載のとおり、公営住宅建設事業債からこども・子育て支援事業債までについて3億6,210万円を増額し、補正後の限度額を26億2,870万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、多くが決算見込みによる事業費の確定によるものでありますので、主なもの並びに二重丸及び説明にアンダーラインを付してある新規事業を中心に説明してまいります。

90ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費で95ページ、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の社会福祉事業振興基金積立金7億5,773万9,000円及びまちづくり事業基金積立金6億4,457万8,000円の補正は、寄附金を各基金に積み立てるものであります。

次に、98ページ、同じく10目市民生活推進費で二重丸の各路線のバス運行に要する経費は、それぞれの路線につき令和5年10月1日から令和6年9月30日の運行期間における赤字を関係自治体において負担するもので、二重丸、滝川美唄線バス運行に要する経費の収支不足額補償金475万9,000円の補正は、滝川美唄線における赤字補填対象額1,226万4,000円について砂川市、滝川市、奈井江町、美唄市の路線距離数に応じた負担率38.8%に基づき負担するものであります。同じく二重丸、滝川奈井江線バス運行に要する経費の収支不足額補償金408万2,000円の補正は、滝川奈井江線における赤字補填対象額663万円について砂川市、滝川市、奈井江町の路線距離数に応じた負担率61.56%に基づき負担するものであります。次に、101ページ、同じく二重丸、歌志内線バス運行に要する経費の収支不足額補償金397万7,000円の補正は、歌志内線における赤字補填対象額2,424万9,000円について砂川市、赤平市、滝川市、歌志内市、上砂川町の赤字負担広域路線数による軽減係数を路線距離数に乗じて算出する負担率16.4%に基づき負担するものであります。

次に、110ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、社会福祉協議会

補助金４５２万２，０００円の減額は、主に北海道社会福祉協議会からの交付金の増額に伴い、市からの補助金を減額するものであります。同じく二重丸、旧総合福祉センター解体工事費補助金２３０万１，０００円の補正は、国の補助単価の増額に伴い、市からの補助金も増額となったものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）に要する経費１，６３９万円の減額の内訳として低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業、住民税非課税世帯特別給付金６４０万円の減額、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金２００万円の減額、定額減税補足給付金７９９万円の減額は、国の施策として令和６年６月の定例会において補正予算を計上した事業であります、それぞれ給付対象者や支給額の確定による減額であります。

次に、１１２ページ、同じく３目知的障害者福祉費で一つ丸、知的障害者自立支援に要する経費のうち、自立支援給付費４０６万９，０００円の補正は、報酬改定による単価の増額や利用者数の増によるものであります。

同じく４目身体障害者福祉費で一つ丸、身体障害者自立支援に要する経費のうち、自立支援医療費５８５万４００円の補正は、１人当たりの医療費の増によるものであります。

次に、１１４ページ、同じく５目精神障害者福祉費で一つ丸、精神障害者自立支援に要する経費のうち、自立支援給付費８７２万３００円の補正は、報酬改定による単価の増額や利用者数の増によるものであります。

同じく６目老人福祉費で１１７ページ、二重丸、社会福祉法人砂川福祉会運営費補助金４８４万３，０００円の補正は、特別養護老人ホーム福寿園において介護サービスの質の向上及び職員の移動負担や情報共有の促進を図るため、見守り機器やインカムを導入する事業に対し事業費の一部を補助し、安定的な事業運営の確保を図るものであります。同じく二重丸、社会福祉法人砂川福祉会空調設備整備費補助金１，３１７万８，０００円の減額は、エアコン設置費用を補助することで入所者の生活環境の改善を実現し、安心して入所、利用できる施設整備を図る事業であります、事業費確定により精算するものであります。

同じく２項１目児童福祉総務費で一つ丸、児童の養育に要する経費の児童手当３５４万円の減額、次に１１９ページ、同じく一つ丸、母子父子福祉に要する経費のうち、高等職業訓練促進給付金２２０万１，０００円の減額は、給付実績の減によるものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）に要する経費のうち、子育て世帯子ども加算特別給付金支給事業、子育て世帯子ども加算特別給付金１８５万円の減額は、対象者の確定に伴う減額であります。

次に、１２０ページ、同じく２目障害児福祉費で一つ丸、障害児対策に要する経費の障害児施設給付費１，２９４万７，０００円の補正、同じく一つ丸、障害児自立支援に要する経費のうち、自立支援給付費３５７万７，０００円の減額は、給付実績によるものであります。

次に、１２２ページ、同じく４目子育て支援費で１２５ページ、一つ丸、幼稚園運営支援に要する経費のうち、施設型給付費負担金１，４０５万３，０００円の補正は、市内幼稚園の定員変更に伴い適用される公定価格の増額等によるものであります。

次に、１２８ページ、同じく３項２目扶助費で一つ丸、生活保護費のうち、医療扶助４，２８１万６，０００円の補正は、１人当たりの医療費の増によるものであります。

次に、１３０ページ、４款衛生費、１項２目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費のうち、予防接種委託料１，５０６万９，０００円の減額は、新型コロナウイルスワクチンの接種実績によるものであります。

次に、１４８ページ、７款商工費、１項１目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費のうち、中小企業等振興補助金２１５万３，０００円の補正は、中小企業等振興条例に基づき、市内の創業間もない事業者に対し、認知度の向上や販路拡大のために実施する広告等に必要経費の一部を助成するもの、また商業地域等の空き店舗を解消するため、空き店舗活用により出店した事業者に対し、店舗改装に要する費用の一部を助成するものであります。同じく二重丸、企業振興促進補助金１，４９４万円の補正は、企業振興促進条例に基づき、過去５年間に工場施設等を建設した３社に対する補助金であります。同じく一つ丸、地域おこし協力隊に要する経費８６９万５，０００円の減額は、協力隊員を募集したものの、見込んでいた人数の採用には至らなかったこと及び事業実績による減であります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（物価高騰対応重点支援分）に要する経費の中小企業振興対策事業、プレミアム商品券発行事業補助金２９４万１，０００円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次に、１５２ページ、８款土木費、２項２目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費のうち、修繕料５０４万６，０００円の補正は、道路の舗装修繕、トラフ修繕等の増によるものであります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費３３０万円の減額は、それぞれの修繕工事における事業費確定による減であります。同じく一つ丸、除排雪に要する経費の除排雪等委託料６，０００万円の補正は、排雪作業及び暖気による緊急路面整正の実施のほか、人件費等が増加したことなどによる増であります。次に、１５５ページ、同じく二重丸、除雪機械整備に要する経費の除雪ドーザ購入費３３０万円の減額は、購入に当たっての入札減によるものであります。

同じく３目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費１，３８５万４，０００円の減額は、事業費確定によるものであります。

次に、１５６ページ、同じく４項２目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費のうち、修繕料１，０４８万１，０００円の減額は、北光公園整備事業の水草処理における事業費確定による減であります。

次に、１５８ページ、同じく５項２目住宅管理費で１６１ページ、二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費７０１万３，０００円の補正、同じく二重丸、住み替え支

援事業に要する経費65万7,000円の減額は、各補助金の交付状況に基づくものであります。

次に、162ページ、9款消防費、1項2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費のうち、備品購入費3,595万3,000円の補正は、国の補正予算により創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型を活用して避難所の衛生環境の向上を図るもので、災害時の避難所においてはトイレが不衛生になり、水分や食品摂取を控えることや汗や汚れの長期間にわたる蓄積により健康被害が起きないように、身体的な健康の維持が期待できるコンテナ型トイレ1棟4人用を2棟、水循環型シャワー3台等を整備するもので、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

次に、164ページ、10款教育費で174ページ、4項1目社会教育費で177ページ、一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費のうち、運営管理委託料45万7,000円の減額は燃料費、光熱水費の減によるものであり、各工事費の減額はそれぞれの事業費確定によるものであります。

次に、184ページ、同じく6項1目給食センター費で二重丸、学校給食費無償化補助金888万円の補正は、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため実施している、児童生徒の学校給食費の無償化に係る食材の高騰分が主なものであります。

次に、188ページ、12款諸支出金、2項1目国保会計繰出金850万5,000円の補正は、保険基盤安定分の増が主なものであります。

同じく3目病院会計繰出金5億6,982万5,000円の補正は、一般会計で受領している病院に対する寄附金の管理替え、人事院勧告に伴う給与改定及び会計年度任用職員への勤勉手当の支給等に伴う負担増に対する繰り出し追加分が主なものであります。

同じく4目介護保険会計繰出金220万4,000円の補正は、介護給付費分の増が主なものであります。

同じく5目後期高齢者医療会計繰出金5,431万4,000円の減額は、療養給付費分の減が主なものであります。

次に、192ページ、13款職員費、1項1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費4,276万9,000円の増は、人事院勧告に伴う給料、期末、勤勉手当、共済組合等負担金の増が主なものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては11ページ、総括でご説明申し上げます。1款市税で6,558万8,000円の補正は、市民税4,770万8,000円の増、固定資産税1,264万5,000円の増が主なものであります。

10款地方交付税で2億7,201万8,000円の補正は、普通交付税7,201万8,000円の増及び特別交付税2億円の増であります。普通交付税は当初47億7,300万円と見込んでおりましたが、国税収入の補正等に伴い12月に再算定が行われ、普通交付税の交付基準額及び調整額の復活など地方交付税が追加交付されたことから、普

通交付税の決定額が４８億４，５０１万８００円で確定したことによる増であります。また、特別交付税は当初６億円を見込んでおりましたが、今年度の１２月交付決定額及び昨今の交付状況により、３月交付も一定程度確保できると見込んだものであります。

１３款使用料及び手数料で１，６８７万７，０００円の減額は、市営住宅使用料１，６１４万９，０００円の減が主なものであります。

１４款国庫支出金で４億３，４３７万８，０００円の減額は、教育費国庫負担金、公立学校施設整備費の年割額の変更に伴う４億４，５８１万１，０００円の減が主なものでありますが、そのほか各事業の事業費確定などによる国庫負担金、国庫補助金の増減によるものであります。

１５款道支出金で５７０万２，０００円の減額は、各事業の事業費確定などによる道負担金、道補助金の増減によるものであります。

１６款財産収入で１，８６８万３，０００円の補正は、西７条北２２丁目１２４番３の土地の売払い収入１，７４１万７，０００円の増が主なものであります。

１７款寄附金で１５億２，１８８万５，０００円の補正は、まちづくり事業などに対する市民の皆さんからの寄附金のほか、ふるさと納税による寄附金が主なものであります。

１８款繰入金で２億８１０万８，０００円の補正のうち、財政調整基金繰入金４４４万５，０００円の減額は財源調整による減であり、まちづくり事業基金繰入金２億１，８４１万８，０００円の補正、社会福祉事業振興基金繰入金６２７万２，０００円の減額は事業費確定による事業に充てる繰入額及び３月補正に係る事業に充てる繰入額の増減によるものであります。

２１款市債で３億６，２１０万円の補正は、事業費確定による予定された起債額の減及び国庫補助金の年割額の変更に伴う過疎債、義務教育学校整備事業債４億４０万円の増が主なものであります。

以上が歳入の主なものであります。

なお、１９４ページ、１９５ページに継続費に関する調書、１９６ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 （登壇） 私から議案第２号、議案第４号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第２号 令和６年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第３号となります。

第１条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，６２４万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１８億９，９９８万２，０

００円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。２２ページを御覧願います。１款総務費、１項１目一般管理費で１５３万６，０００円の増額は、主に一般管理事務に要する経費のうち給料、職員手当及び共済費の増と通信運搬費の減、国保事業共同電算化に要する経費のうち電算業務等委託料の減によるものであります。

２８ページを御覧願います。２款保険給付費、１項１目療養給付費で３，７８２万９，０００円の減額は、１日当たり医療費の減によるものであります。

２項１目高額療養費で４１７万５，０００円の増額は、１件当たりの高額療養費の増によるものであります。

３２ページを御覧願います。４款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費で３０４万６，０００円の減額は、主に健診委託料の減によるものであります。

３４ページを御覧願います。７款諸支出金、１項１目過年度過誤納還付金で３０万円の増額は、被保険者に係る過年度過誤納還付金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては５ページ、総括でご説明いたします。１款国民健康保険税で１，４０６万１，０００円の減額は、主に医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る所得割課税対象額の減によるものであります。

２款国庫支出金で５万７，０００円の増額は、主に社会保障・税番号制度システム整備費の増によるものであります。

３款道支出金で５，８３１万２，０００円の減額は、主に保険給付費に対して北海道より交付される保険給付費等交付金普通交付金の減及び保険給付費等交付金特別交付金のうち、特別調整交付金の減によるものであります。

５款繰入金で３，５９０万７，０００円の増額は、一般会計繰入金及び国保基金繰入金の増によるものであります。

７款諸収入で１６万６，０００円の増額は、被保険者返納金の増及び療養給付費第三者納付金と特定健康診査等負担金の減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。第１条の１ページの３，６２４万３，０００円を「減額し」と申しましたが、３，６２４万３，０００円を「追加し」と間違えたものであります。おわびして訂正いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼しました。第１条の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ３，６２４万３，０００円を「追加し」と言いましたが、３，６２４万３，０００円を「減額し」の誤りでございます。大変申し訳ありません。

続きまして、議案第４号 令和６年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,640万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,618万3,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。18ページを御覧願います。1款総務費2項1目徴収費で4万9,000円の減額は、主に印刷製本費の減によるものであります。

20ページを御覧願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で5,628万3,000円の減額は、主に保険基盤安定分負担金及び療養給付費分負担金の減によるものであります。

22ページを御覧願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で4万6,000円の減額は、主に健康診査事業費のうち後期高齢者健康診査委託料の減と保健・介護一体的実施推進事業費のうち職員手当等の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料で285万6,000円の減額は、主に現年度分保険料の被保険者数の減及び軽減額における所得割超過額の増によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金で70万8,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知広報事業実施による特別調整交付金の増によるものであります。

3款繰入金で5,431万4,000円の減額は、主に療養給付費分繰入金の減によるものであります。

4款繰越金で4万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5款諸収入で1万8,000円の増額は、主に健康診査収入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,419万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,562万3,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。22ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しておりますシステム更新委託料66万円の補正は、介護保険料等の算定基準の改定に伴うシステム改修に要する経費であります。

26ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で2,322万3,000円の増額は、訪問介護及び短期入所生活介護のサービス給付費が見込みより多くなったことなどによるものであります。

3目施設介護サービス給付費で2,257万5,000円の増額は、介護老人保健施設の入所者が見込みより多かったことなどによるものであります。

36ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で1,005万8,000円の減額は、介護老人福祉施設等の利用者のうち、補足給付の対象者1人当たりの給付額が見込みより少なかったことなどによるものであります。

46ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で14万4,000円の増額は、過年度分の国及び道から交付された低所得者保険料軽減負担金の清算によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。1款保険料373万8,000円の減額は、被保険者数が見込みより少なかったことによるものであります。

3款国庫支出金217万1,000円の減額、4款支払基金交付金672万8,000円の増額、5款道支出金415万円の増額は、主に歳出の保険給付費の増に伴う国、社会保険診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分の補正によるものであります。

7款繰入金で1,901万7,000円の増額は、主に歳入の保険料等の減に伴う介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 議案第5号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

議案第5号の提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 議案第5号 令和6年度砂川市下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページになります。第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであり、公共下水道事業において年間有収水量は2万2,000立方メートル減の131万1,000立方メートルとし、個別排水処理施設事業において年間有収水量は1,266立方メートル減の2万4,611立方メートルとし、主要な建設改良事業において公共下水道整備事業は127万9,000円減の6,381万4,000円、個別排水処理施設整備事業は1,177万1,

〇〇〇円減の３３３万２，〇〇〇円とするものであります。

第３条は、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、下水道事業収益は４９７万５，〇〇〇円減額し、収入の総額を７億５，６０５万３，〇〇〇円とし、下水道事業費用は９７９万１，〇〇〇円補正し、支出の総額を５億５，７２８万５，〇〇〇円とするものであります。

２ページをお開き願います。第４条は、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億５，９６２万２，〇〇〇円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６５７万４，〇〇〇円、当年度分損益勘定留保資金１億７，８５５万３，〇〇〇円及び当年度利益剰余金処分額７，４４９万５，〇〇〇円で補填するものとする。」に改めるものであります。これは、資本的収入で９８９万６，〇〇〇円を減額し、収入の総額を１億６，１６６万５，〇〇〇円とし、資本的支出で９６７万６，〇〇〇円を減額し、支出の総額を４億２，１２８万７，〇〇〇円とするものであります。

第５条は、予算第５条に定めた企業債を補正するものであり、限度額について下水道資本費平準化債は９０万円減額し、６，１８０万円に、流域下水道整備事業債は３６０万円増額し、４，１２０万円に、個別排水処理施設整備事業債は６９０万円減額し、１８０万円に、過疎対策事業債は３７０万円減額し、１，２２０万円に、限度額の総額を７９０万円減額し、１億２，８２０万円とするものであります。

続いて、３ページになります。第６条は、予算第８条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費において職員給与費３，３３５万９，〇〇〇円を３，４８０万４，〇〇〇円に改めるものであります。

第７条は、予算第９条で定めた他会計からの補助金において、本文中、１億７，８１９万６，〇〇〇円を１億７，６６２万２，〇〇〇円に改めるものであります。

第８条は、予算第１０条で定めた利益剰余金の処分において、本文中、当年度利益剰余金のうち７，２０９万１，〇〇〇円を当年度利益剰余金のうち７，４４９万５，〇〇〇円に改めるものであります。

４ページをお開き願います。実施計画及び説明書において収益的収入であります、１款下水道事業収益、１項営業収益における４３２万４，〇〇〇円の減額は、内訳として１目下水道使用料で汚水排出量の減による５１４万１，〇〇〇円の減額、２目雨水処理負担金で雨水処理に要する経費の増による８１万７，〇〇〇円の補正であります。

２項営業外収益における６５万１，〇〇〇円の減額は、内訳として１目受取利息及び配当金で預金利息の増による１万円の補正、２目他会計補助金で福祉料金に要する経費などの減による１５７万４，〇〇〇円の減額、３目長期前受金戻入で償却資産の増による９１万３，〇〇〇円の補正であります。

続いて、６ページをお開き願います。収益的支出であります、１款下水道事業費用、

1 項営業費用における 7 4 5 万 8, 0 0 0 円の補正は、内訳として 1 目管渠費で公共污水
枡の修繕の増などにより 4 9 0 万 5, 0 0 0 円の補正、2 目ポンプ場費でポンプ場の修繕
費の増により 8 8 万 4, 0 0 0 円の補正、3 目流域下水道管理費で令和 5 年度の処理費用
の増加などによる石狩川流域下水道組合負担金調整額の増で 3 6 9 万 5, 0 0 0 円の補正、
4 目個別排水処理施設費で浄化槽の検査手数料 1 0 万 5, 0 0 0 円の減額、5 目総係費で
各種負担金の減により 1 1 7 万 1, 0 0 0 円の減額、続いて 8 ページになります。6 目減
価償却費で令和 5 年度の償却資産取得金額の確定による無形固定資産減価償却費の減、そ
のほかにより 7 3 万 4, 0 0 0 円の減額、7 目資産減耗費で北光 2 号マンホールポンプ改
築工事に係る 1 万 6, 0 0 0 円の減額によるものであります。

2 項営業外費用における 2 3 3 万 3, 0 0 0 円の補正は、内訳として 1 目支払利息及び
企業債取扱諸費で利率見直し方式で借り入れた起債の利率変更による企業債利息の増によ
る 1 1 7 万 4, 0 0 0 円の補正、2 目消費税及び地方消費税で仕入れ控除税額の減額によ
る納付消費税額の増による 1 1 5 万 9, 0 0 0 円の補正であります。

続いて、1 0 ページをお開き願います。資本的収入であります、1 款資本的収入、1
項企業債における 7 9 0 万円の減額は 1 目企業債で各企業債の事業費の確定、そのほかによ
るものであり、2 項出資金で 4 万 9, 0 0 0 円の補正は 1 目出資金で地方公営企業職員
に係る児童手当に要する経費の増によるものであり、3 項国庫補助金における 1 3 3 万 5,
0 0 0 円の減額は 1 目国庫補助金で公共下水道事業費の確定による減であり、4 項分担金
及び負担金における 4 7 万円の減額は内訳として 1 目分担金で個別排水処理施設設置基数
の減を見込んだことによる 4 4 万 8, 0 0 0 円の減額、2 目負担金で下水道受益者負担金
の減による 2 万 2, 0 0 0 円の減額であります。

5 項長期貸付金収入における 2 4 万円の減額は、1 目一般貸付金収入で新規貸付件数の
減を見込んだことによるものであります。

続いて、1 2 ページをお開き願います。資本的支出であります、1 款資本的支出、1
項建設改良費における 9 4 1 万円の減額は、内訳として 1 目公共下水道整備事業費で委託
の事業費確定による減、そのほかで 1 2 7 万 9, 0 0 0 円の減額、2 目流域下水道整備事
業費で流域下水道整備工事負担金の増による 3 6 4 万円の補正、なお負担金につきましては
令和 7 年度に一部繰越しとなる予定であります。

3 目個別排水処理施設整備事業費で合併処理浄化槽設置工事の設置基数の減を見込んだ
ことによる工事請負費 1, 1 7 7 万 1, 0 0 0 円の減額であります。

2 項企業債償還金で 2 6 万 6, 0 0 0 円の減額は、1 目企業債償還金の公共下水道事業
及び個別排水処理施設事業の減によるものであります。

なお、1 4 ページ以降につきましては財務諸表など予算に関連する資料でありますので、
ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 （登壇） 議案第6号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページを御覧いただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第3号とするものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであり、病床数を7階東病棟27床及び7階西病棟44床の休床に伴い71床減の381床とし、年間患者数を入院で3万5,579人減の10万9,694人、外来で1,714人減の22万7,901人とし、1日平均患者数を入院で97人減の301人、外来で7人減の938人とするものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、病院事業収益は18億1,467万9,000円を減額し、収入の総額を140億9,007万円、病院事業費用は5億2,935万3,000円を減額し、支出の総額を159億9,266万6,000円とするものであります。

2 ページになります。第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、本文括弧書き中「不足する額5億4,562万円は、過年度分損益勘定留保資金5億4,562万円」を「不足する額4億8,192万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億8,192万3,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で2,944万2,000円増額し、収入の総額を11億7,805万円、資本的支出で3,425万5,000円減額し、支出の総額を16億5,997万3,000円とするものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の補正であり、医療機械器具整備事業で4,970万円を減額し、総額6億9,300万円に限度額を補正するものであります。

第6条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を84億5,558万5,000円とするものであります。

4 ページになります。初めに、収益的収入であります。1 項医業収益は23億3,610万3,000円を減額するもので、内訳は1 目入院収益で21億2,484万7,000円の減額、2 目外来収益で1億9,792万2,000円の減額、3 目その他医業収益で1,333万4,000円の減額であります。入院収益の減額は、新型コロナウイルス感染症が5 類感染症に移行後も全国の医療機関でも見られるように患者数がコロナ禍前の水準に戻っていないことなどから、診療単価は増加したものの患者数が予算の見込みに達しなかったため、大きく減少したことによるものであります。外来収益の減額は、患者数の減少及び1 人当たりの診療単価の減によるものであります。その他医業収益については、患者数減少による室料差額収益などの減によるものであります。

2 項医業外収益における4億8,040万5,000円の増額は、主に2 目負担金交付金で市からの繰入金为主に人事院勧告による給与費改定影響分の増によるものであります。

6 ページになります。3 項看護専門学校収益における 3, 5 1 0 万 7, 0 0 0 円の増額は、主に 3 目負担金交付金で看護専門学校における収支補填分の増によるものであります。

4 項院内保育事業収益における 1 9 0 万 5, 0 0 0 円の減額は、主に 1 目保育料収益の減によるものであります。

8 ページになります。5 項特別利益における 7 8 1 万 7, 0 0 0 円の増額は、1 目過年度損益修正益で前年度以前の医療費調定などの修正益によるものであります。

1 0 ページになります。収益的支出では 1 項医業費用において 5 億 1, 8 7 7 万 9, 0 0 0 円を減額するもので、1 目給与費の 1, 8 7 3 万 3, 0 0 0 円の減額は、人事院勧告プラス改定による増加はあるものの、職員数の減により次年度に引き当てる給与引当金繰入額や制度改正により退職給付費が減少したことによるものであります。

1 2 ページになります。2 目材料費では 5 億 9 1 8 万円の減額で、主に医薬品で高額薬品の使用が減少したことや手術件数等の減少に伴い診療材料費が減少したものであります。

3 目経費では 2, 5 2 3 万 9, 0 0 0 円の増額で、1 5 ページになります。主に 1 2 節修繕費で核医学検査装置の管球交換が発生したことなどにより、医療機器用が増額したものであります。

4 目減価償却費では 5 4 万 2, 0 0 0 円の減額で、主に器械備品に係るものであります。

1 6 ページになります。5 目資産減耗費では 1 8 万 4, 0 0 0 円の減額であります。

6 目研究研修費では 1, 5 3 7 万 9, 0 0 0 円の減額で、予定していた講演会などを実施できなかったことによる講師への謝金の減や現地開催からウェブ開催への変更及び参加人数の見直しによる旅費などの減少によるものであります。

2 項医業外費用における 2 0 1 万 4, 0 0 0 円の増額は、主に 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で 1 節企業債利息において借入利率が上昇、2 節一時借入金利息において借入額の増加及び借入利率が上昇したものであります。

3 項看護専門学校費用における 2 0 万 3, 0 0 0 円の増額は、1 8 ページになります。主に 2 目経費、7 節消耗備品費において附属看護専門学校における D X 推進事業補助金の対象経費分の増加によるものであります。

2 0 ページになります。4 項院内保育事業費用における 4 9 0 万 9, 0 0 0 円の減額は、主に 1 目経費、6 節委託料で院内保育所利用者減少などに伴う院内保育業務の減額によるものであります。

2 2 ページになります。5 項特別損失における 7 8 8 万 2, 0 0 0 円の減額は、1 目過年度損益修正損で退職手当組合事前負担金の修正損によるものであります。

2 4 ページになります。資本的収入における 2, 9 4 4 万 2, 0 0 0 円の増額は、1 項企業債において医療機械器具整備事業の事業費確定により 4, 9 7 0 万円減額、2 項投資償還金において年度途中の退職などによる償還により 1 5 9 万円増額、3 項補助金において看護師等養成所における D X 推進事業補助金 9 6 0 万円の皆増、5 項寄附金において 6,

８２３万７，０００円の増額によるものであります。

２６ページになります。資本的支出における３，４２５万５，０００円の減額は、１項建設改良費、２目資産購入費において入札差金等による３，２９８万８，０００円の減額、３項投資、１目長期貸付金において助産師修学資金の貸付けがなかったことなどにより７８万円の減額によるものであります。

２８ページ以降は関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第１号から第６号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私は、議案第１号 令和６年砂川市一般会計補正予算に対する総括質疑を行います。

大きく２点なんですけれども、まず１点は継続費についてお伺いをいたします。今回の継続費は義務教育学校建設工事費なんですけれども、建設費の補正後の総額が７億１，８５６万５，０００円増加をして、約８６億円を超えるような建設工事費となります。その増額になっている理由、要因についてをまずお伺いをします。

２点目としましては、予算書によれば１８８ページになるんですけれども、諸支出金についてをお伺いします。諸支出金の病院会計繰出金でお伺いをするんですけれども、先ほどの提案説明によりますと人事院勧告によってというようなお話もありましたけれども、今回の補正で５億６，９８２万５，０００円が増額されるということになりまして、総額が２０億２，１３７万５，０００円となる大きな病院への繰出金ということになりますけれども、これはなかなかこれまでに見たことのない病院に対する繰出金と私は感じております。先ほども一部の提案説明がありましたけれども、この２０億の総額、ここで国から、砂川市立病院があるからこそ、例えば病床数によるとか、いろいろな形での交付金というのがあるのも分かっているんですけれども、できればこの２０億２，０００万円を超える病院への繰り出しについて、国から一般会計に入ってくる金額と、それから砂川市独自で繰り出しをしている部分があるのではないかと思うものですから、その辺の詳しい内容をお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長 多比良和伸君 教育委員会技監。

○教育委員会技監 徳永敏宏君 （登壇） 私から１点目の第２表の継続費における増額補正となった理由についてお答えいたします。

まず、補正の内容としましては、令和６年度に発注している義務教育学校建設工事の建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の各工事における工事費の増額補正になります。

増額内容は大きく3点あります。1点目は、建設単価上昇に伴う請負工事費の増額になります。請負工事契約第22条では、契約の締結の日から12月を経過した後に日本国内に賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認められたときは請負代金額の変更を請求することができることとなっております。各施工業者からこの請負工事契約第22条に基づく増額請求の申出を受け、請負契約を12月を経過した以降の残工事に対して物価上昇による請負代金額の増額分のうち、物価上昇前の残工事金の1.5%を超えた部分について施工業者と協議を行い、額を決定することとなります。額としましては3億6,200万円になります。

2点目は、労働者確保に要する費用の増額になります。遠隔地から確保せざるを得ない労働者の宿泊、交通費などについて令和6年5月の仮契約以降、働き方改革などの実務への影響から費用負担が増加している状況から、建築主体施工業者から増額協議があったものでありまして、額としましては2億9,129万1,000円となります。

3点目としましては、建設資材の調達に要する費用の増額になります。建設資材の調達につきましては、公共積算の基準から工事現場から30キロ以内での調達単価により設計条件を公開しており、建設業者でも同様の調達予定をしていたところですが、当初想定の区域内では資材の調達ができず、運搬距離が変更になったことによる実績を受けての建築主体施工業者から増額協議があったものであります。額としましては6,527万4,000円になります。増額の理由としましては、建設業を取り巻く環境におきまして物価の高騰、令和6年度より実施されている働き方改革による働き手不足の影響が顕著に出ている状況の中で、義務教育学校建設工事が2年間の継続事業ということもありまして工事契約後における資材や労務費の高騰が請負工事費に大きな影響を与えているものと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは諸支出金の病院会計繰出金について、当初予算の14億5,155万円と今回の決算見込みを合わせて年間で20億2,137万5,000円、この内訳ということで、このうち国からの交付金がどれだけ繰り出されているのか、またそれ以外のものがどれだけ繰り出されているのかということについてご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、当初予算の14億5,155万円の部分でいきますと、こちらにつきましては全て普通交付税、特別交付税になります。この内訳としましては、約7億7,600万円ほどが普通交付税、それから6億7,500万円ほどが特別交付税というような内訳になっております。今回の補正額であります5億6,982万5,000円の内訳についても触れたいと思いますが、このうち国から交付された地方交付税交付金分として繰り出しているものは普通交付税及び特別交付税の決算見込みによる当初予算との差額分ということで6,484万2,000円、こちらが交付税措置されているものになります。また、そ

れ以外のものがどれだけ繰り出されているのかにつきましては、一般会計で受領しているふるさと応援寄附金の管理替え分としまして市立病院への活用資金として寄附された金額から返礼品等の事務費相当分を除いた額6,823万8,000円です。また、それ以外といたしまして、人事院勧告に伴う給与改定分と会計年度任用職員への勤勉手当の支給等に伴う負担増分、こちらが4億1,176万2,000円、最後に看護学校の運営に係る赤字補填分の2,498万3,000円、これらを合わせて今回の補正額5億6,982万5,000円となっているものであります。

○議長 多比良和伸君 黒弘議員。

○黒 弘議員 まず、義務教育学校の継続費の関係でお伺いするんですけれども、今いろいろと上がっているというのはもう分かっているんですけれども、ただこの傾向はそんなに最近の話ではないんじゃないかなとも思っています、令和6年、去年の4月に入札が行われましたよね。特に本体契約の関係でなんですけれども、この本体の関係でいくと入札が不落になってしまったんですよ。第1回目のときで予定価格と、入札価格との差が約3億円を超える差があって、2回、3回といったんですけれども、うまくいわずに不落になったという結果があるわけです。この契約者さん、結構大きな会社ですから、最初からちょっと盛って、言葉は悪いけれども、入札に参加するなんていうことではないんだろうなと思っていたんです。つまりこの3億の違いというのが何だったんだろうなとは思っていて、その後2回、3回、入札者が下げていって、でもまだ不落になってしまったけれども、予定価格で随契をしたということなんですよ。

私は、市立病院の建設のときもそうだったんですけれども、やはり同じように、あれはたしか中国か何かで鉄鋼が物すごく上がったという時期であって、入札をやったんだけど、駄目で、もう一回入札をしたという結果を覚えているんですけれども、なぜ今回そうしなかったのかなと思うんですよ。やはり足りなかったんじゃないかと、最初の入札の金額でいくとね。それが今結果としてこの継続費の今の段階で7億増額をしていかなないとどうにもならなかったという結果になって、今ここがこうあるんだろうなと思うんですよ。その辺のところがもしかすると最初の入札、市の予定金額が低くなり過ぎていたんじゃないかとも私は思うし、とにかくこの義務教育学校に関して言うと急いで急いでという状況がありました。私は、工事費そのものもしっかりと根拠に基づいて本当にやってこれたのかどうかということも考えざるを得なかったぐらい急いで建設に取りかかっていたという状況があると思っています。この7億もの増がどうしてもやっていかなければならないものなんだろうとは思いますが、もう少し入札の関係、あるいはそこに至っていく砂川市の予定金額の積算の関係とか、先ほども言いましたように単価が上がってきた、人件費も上がってきた、建設資材も上がってきたというのが急に起こったことでは私はない、そういう傾向は十分にあったとも思うものですから、その辺のところをもう少し詳しくお話をいただければと思っています。

それから、この継続費のことで194ページにもう少し詳しい内訳があるんですけども、令和6年で国の支出金が3億8,000万円ほど減額になっているんですよね。国の補助金がある予定だったものが何で3億円も減ってしまったんだろうというのも併せてお伺いをしたいと思います。

それが大きな1点目の関係、継続費のことなんですけれども、2点目の諸支出金、病院会計の繰出金との関係なんですけれども、当然市立病院があるから来るお金、これは今のお話でいくとほぼ補正前の額ということになって、若干それプラス6,000万円ほどですか、国から来るお金が一般会計を通して病院に入っていくという流れが今分かったんですけども、あともう一つはふるさと納税の関係で、これも6,000万円ぐらいというお話がありました。ですから、ほぼ4億円ぐらいですか、これが人事院勧告での給与の改定、あるいは会計年度任用職員に対する手当か何か、そういうことの増だと思えるんですけども、これをなぜこういう理由で繰り出しをしたんだろうと私は思うんですよ。そもそもは、この給与の関係、4億の部分に対して特にお伺いをしたいんですけども、市立病院というのはこの市役所と違って企業会計の全部適用を行っているんです。つまり民間の会社と同じようなことをやっているのがうちの市立病院なんです。そうすることによって議会の関わりも少なくなりましたし、あるいはもし病院事業の業績がよければ市の職員とは違って給与も独自で上げていけるというような、まさにそれが民間企業と同じような企業会計の全部適用を行っているという意味なんですけれども、じゃあ大変になったから、これは人事院の給料上がったり手当が上がったからといって一般会計にお願いしますという話じゃないですか。それが本当に私にはいいのかという話なんです。一般会計にしても、そこを何で理由にしたんだろうと。私は、市立病院が困って大変な状況は分かっています。これまでも一般質問もしてきましたし、何とかしなければいけないんじゃないのという話もしましたし、市長にそのまま放っておいていいんですかというお話もして、市長も外からお客さんがいっぱいなんだけれども、ただそのまま放っておくわけにはいかないというお話もされていました。だけれども、何で給料に関しての理由がついたんだろうという、そこなんです、私がこだわりたいところは。

私のところにもいろいろな方々からお話があります。特に会計年度任用職員の家族の方たちから、3月で辞める、これからは辞めなければならない。要するにもう首切りが始まっていて、特に会計年度任用職員の人たちが辞めたりとか、首になったりという、これはほとんど市民の方々だっただろうと思うし、子育て中の方々もいただろうし、市立病院に勤めているということに、やはり近くていい職場に勤めていたという人たちが多かったと私は思っているんですけども、その人たちが今切られたり切られようとしている中で、じゃあ正職員の関係は病院が出せなかったら一般会計で出すのかと。これは、一般の市民から見ればそれは一体何なんだろうと私は思われるだろうと思っているんです。もっとストレートに、病院会計が大変だから、砂川市の一般会計からも少し出していかないと大事

な市立病院が潰れては困るんだという理由なら私はそれはそれでも仕方ないかなと思うんですけれども、なぜ病院職員の給与改定という理由で今回この諸支出金、病院への繰出金をしたのかなというところをぜひ伺いをしたいと思っています。

2回目、以上で終わります。

○議長 多比良和伸君 教育委員会技監。

○教育委員会技監 徳永敏宏君 建設工事発注に関わる工事費についてということで、当初今回の建設工事の発注時における単価算出の工事費の算出の考え方について説明させていただきますと、官庁工事の予定価格をつくる場合は発注時点での最新の単価というのをまず使います。また、複数の単価を比較した上で、より安価な単価を使って積算のための工事費を算出するというのがまず公共設計の基本となっておりますので、その時点の最新の単価、さらに比較の場合であれば、見積もり等であれば見積比較をして安いほうの単価を使うというのが公共工事の基本になります。その中で、労働者の確保ですとか建設資材の調達についても現場近隣から調達することを前提とする積算ルールもありまして、積算ルールの公開などにおいてもその旨を公開した上での入札執行となっています。昨今建築工事を取り巻く状況として、労働者の確保ですとか資材調達の難しさ、そういった厳しい環境は承知はしております。その上で、市で積算している積算金額の範囲内で調達できるのかできないかというのは、これは請負業者側の調達力ですとか、下請業者との契約のタイミング、請け負っている業者の状況によって変わってくるものになります。このことから、当初から増額を見込んだような単価をもって予定価格として発注をするというのは、これは過積算となる可能性も十分ありますので、実情に応じた対応として実際に契約後金額の増額等の変更等がある場合については今回のような協議を受けて、その内容について精査をした上で契約書にのっとなって変更の手続をすると、そういったことになると考えております。

次に、継続費についての予算書の中の194ページ、継続費補正についての金額の話がございました。今回の継続費増額につきましてということも併せて、今回令和6年度に補助金の交付申請を行っております。その交付申請のときから特例的な加算というのがありまして、加算された上で今回この表の中の6、7年度の特定期間としての国、道の支出金33億5,335万6,000円というのが6年、7年の補正後の金額としてあります。その中の内訳がありますけれども、補助金としては33億5,300万円ということで配当等がございました。6年、7年についてその配当分が入っておりますけれども、例えば6年の補正後で2億6,433万4,000円ということですが、これは補助金についての国庫支出金についての年割の影響でありまして、今回補正ということについていいますけれども、実際国庫補助金については7年度の計上ということで金額が入っているということになってくると思いますが、そういう答えになるかと思えます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 私からは、今回病院会計になぜ繰り出しをしたのか、特に給与改定の部分に係る４億円を超える繰り出しをなぜしたのかということについてご答弁をしたいと思いますが、初めに病院会計への繰出金についても若干ご説明させていただきたいと思いますが、先ほど黒議員さんもおっしゃっていたとおり、よくご承知のとおり、地方公営企業として運営される公立病院につきましては自らの経営による受益者からの収入をもってサービスを提供するための経費に充てることが原則になっておりますので、すなわち独立採算の原則ということであります。その一方で、地方公営企業法によりまして特定の条件を満たす経費につきましては自治体が公営企業への繰出金として経費を負担することとされておりまして、この実務上の一般会計と公営企業との経費負担区分のルールにつきましては総務省より毎年度繰り出し基準ということで通知がされておりまして、この基準に示された項目と計算に基づく繰出金を一般に基準内の繰り出し、それから基準に基づかないで自治体が独自に行う繰出金は基準外の繰り出しというように言われておりますけれども、本市では毎年度総務省から通知されますこの繰り出し基準に基づきまして示された項目と計算の考え方で病院会計へ繰り出しをしているところでありまして、その財源につきましては全て経費の性格に応じて普通交付税、または特別交付税で措置されるといったものになっております。令和６年度につきましては、先ほど１回目の答弁でも触れさせていただきましたけれども、当初予算の１４億５，１５５万円に今回の補正による普通交付税と特別交付税の決算見込みとの差額６，４８４万２，０００円ですか、これを合わせた１４億１，６３９万２，０００円が基準内での繰り出しと言えるかと思います。

このたびの補正のうち、一般会計で受領しているふるさと応援寄附金の管理替え分を除きまして、質問にありました基準外的な繰り出しとなっている大きなウエートを占めている人事院勧告に伴う給与改定分についてなぜ繰り出したのかということで経過をご説明したいと思いますが、ご承知のとおり２０２４年の人事院勧告に基づく給与改定につきましては大卒、高卒の初任給が２万円を超える過去最大の引上げ額となっております。また、給料表全体でも平均で１万１，０００円を超える３３年ぶりとなる高い水準の改定もされて、一時金についても０．１か月の増となったということで、当然この給与改定に伴う各自治体における負担増は大変大きいということから、国においても昨年１２月の補正予算の成立に伴いまして令和６年度の普通交付税について基準財政需要額の再算定といったものが行われた中で地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部を措置する給与改定費といったものが新たに創設をされまして、本市には給与改定費として４，８１９万７，０００円が普通交付税として追加交付されたという経過がございます。

しかし、この給与改定費の算定方法が人口等を基本とした簡素な算定を行います包括算定経費ということでありまして、人口の規模の小さな砂川市においては給与改定費としては追加交付は４，８００万円程度だったと。実際には市と病院を合わせると４億以上の改定額になっているというような状況です。このような状況の中で、年明けには病院事業管

理者からもこの給与改定分に伴う負担分に対する市からの支援といった部分について協議をさせてほしいということで要請を受けておりましたが、その後今度は特別交付税の3月交付分があるんですが、そこに係る所要額調べにおきまして、これも今回初めてだったんですが、国から給与改定分に伴う病院への繰出金の追加調査といったものがございました。これは、市が給与改定分を追加で病院に繰り出しをした場合については地方交付税を要望する際の特殊財政需要額に含めて要望するよというということで調査があったものですから、このたび追加で病院会計にその分を繰り出しをしまして、その特別交付税の要望額に加えて国に要望しているという状況であります。

このように、国においてもこのたびの給与改定分が大きな影響を与えるということで少しでも自治体の負担増を解消するための措置といったものが初めて取られたということで、本市においても初めてとなりますけれども、その制度にのっかりまして給与改定分に係る病院の負担増分について追加で繰り出しをしたということでもあります。なお、基準にないこういった基準外の繰り出しをするには当然、先ほど小黒議員もおっしゃっていましたが、その前には当然市立病院として経営改善に向けた最大限の努力、自助努力をしていただくということで、それでも厳しい状況のときに初めて貴重な市の一般財源を繰り出せるのかどうかという協議をしていくのが筋だと思っておりますので、次年度以降につきましては現在行っている病院の経営改善に向けた様々な取組の効果といったものも徐々に出てくると思っておりますので、その状況を踏まえた中で市からの支援といった部分についてはその都度対応については協議していくことになるものと考えておりますし、これまで以上に市立病院とは情報共有して連携を密にしながら、この厳しい状況を乗り切っていかなければならないと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒議員。

○小黒 弘議員 今両方の説明である程度分かってはきたんですけれども、私たちは予算審査特別委員会があるので、詳しいことはまたそちらで聞くということにするんですけれども、2点目の病院の繰出金の関係です。国との関係で交付税に算入されるようなこともあるということも含めて、今回は給与の関係が表に出てきたということは今理解できたんですけれども、ただこれから病院はとて大変なんだろうと思うんですよね。これは最後のお話としてなんですけれども、最近病院と、それから一般会計、市長部局との例えば人事の交流みたいなものはほとんどないんじゃないかなと思ってまして、病院は病院で優秀な人材がそろっていると思うんですけれども、やはり違った感覚での見方ということをやっていくということをしていかないと、こうやって単独での一般会計からの繰り出しがこれから続いていくという可能性は病院の状況を見ていくとあり得るだろうなと思ったときに、もっともっとお互いに、先ほど総務部長も言っていましたけれども、交流を持ちながら違った観点からいろいろなことをやっていくということはとても大事になってくるのではないかと私は思っていて、その点もいろいろ考えて、大事な病院を潰さな

いで、しかもいい経営をしていってもらいたいというようなことをこれからも本当に願って、私の総括質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第6号までの一括総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する第1予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

第1予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時55分